

# あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月  
あきる野市



## 目次

はじめに.....	1
第1部 基本的な考え方.....	3
第1章 計画の基本的な考え方.....	3
第2章 対策の目的等.....	5
第1節 対策の目的.....	5
第2節 対策実施上の留意点.....	7
第3節 対策推進のための役割分担.....	10
第4節 市における危機管理体制.....	14
第3章 発生段階等の考え方.....	17
第4章 対策項目.....	19
第2部 各対策項目の考え方及び取組.....	23
第1章 実施体制.....	23
第1節 準備期.....	23
第2節 初動期.....	25
第3節 対応期.....	26
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	28
第1節 準備期.....	28
第2節 初動期.....	30
第3節 対応期.....	32
第3章 まん延防止.....	34
第1節 準備期.....	34
第2節 初動期.....	35
第3節 対応期.....	36
第4章 ワクチン.....	38
第1節 準備期.....	38
第2節 初動期.....	40
第3節 対応期.....	41

第5章 保健.....	44
第1節 準備期.....	44
第2節 初動期.....	45
第3節 対応期.....	46
第6章 物資.....	47
第1節 準備期.....	47
第2節 初動期.....	48
第3節 対応期.....	49
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	50
第1節 準備期.....	50
第2節 初動期.....	52
第3節 対応期.....	53
用語集 .....	55

## はじめに

### 【あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機<sup>\*</sup>において、あきる野市（以下「市」という。）は、国や東京都（以下「都」という。）の対応を踏まえながら対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般のあきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）等の改定及び新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえ、新たな感染症への危機に対応できる体制を目指すものである。

今後は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事<sup>\*</sup>の際は、感染症の特徴や科学的知見に基づく都の対応を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【行動計画の改定概要】

市では、国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成22（2010）年7月に「あきる野市事業継続計画<sup>\*</sup>（BCP）〈新型インフルエンザ編〉」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び都行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等<sup>\*</sup>発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、平成26（2014）年12月に市行動計画の策定を行ったものである。

今般、令和6（2024）年7月に政府行動計画が、令和7（2025）年5月に都行動計画が改定されたことを受け、市においても、市行動計画の改定を行うものである。

基本的には都行動計画に準じた改正を行い、対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い感染症をも

はじめに

念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、対策項目の見直しを行うとともに、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応等についても記載の充実を図っている。

加えて、感染症に係る緊急事態に際し、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても市行動計画において示している。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

#### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

イ 指定感染症：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（感染症法第6条第8項）

ウ 新感染症：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（感染症法第6条第9項）

#### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな感染症が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。
- (2) 国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関<sup>\*</sup>、事業者及び市民の役割を示し、市や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

#### 4 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、都と連携して、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

## 第Ⅰ部 基本的な考え方

### 第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

#### 5 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、特措法の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴くものとする。

## 第2章 対策の目的等

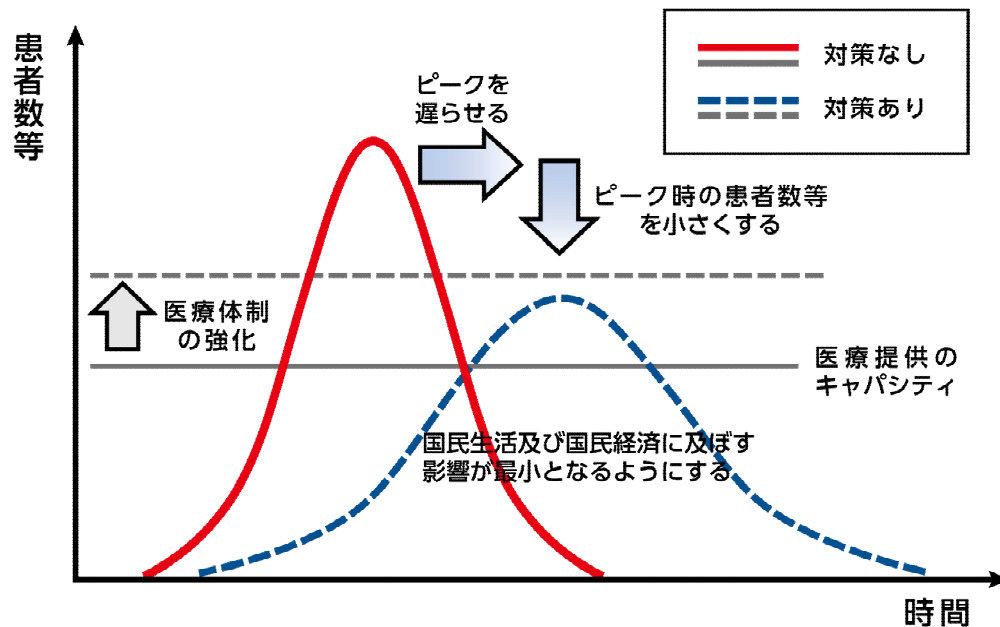
### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者<sup>\*</sup>数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

## 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針\*又は市行動計画に基づき、国、都、他区市町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（1）から（4）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

#### （1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理、リスクコミュニケーション\*等の備え

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### （2）迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を確認した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### （3）関係者や市民等への普及啓発等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### （4）迅速かつ効率的な情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策所管部署の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、都及び他区市町村との円滑な連携等を図るため、DXの推進、都や他区市町村との共同によるシステム開発・調達など、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備を進める。

## 2 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及させ、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、国や都がまん延防止等重点措置<sup>\*</sup>や緊急事態措置<sup>\*</sup>等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、市も協力して、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

## 3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものとする。また、法令の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

## 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

## 5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、都対策本部及びあきる野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、市は、必要があると認めるときは都に対して総合調整を行うよう要請する。

## 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応等について平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保及び自宅療養者等の対応など体制の強化等に努めていく。また、発災時には、都や他区市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を行う。

## 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びそれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定<sup>\*</sup>を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定<sup>\*</sup>を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組において、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関<sup>\*</sup>、東京都医師会（以下、「都医師会」という。）等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>\*</sup>等を通じ、予防計画<sup>\*</sup>や医療計画<sup>\*</sup>等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA<sup>\*</sup>サイクルに基づき改善を図る。

## 3 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がいのある方等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣市町村と緊密な連携を図る。

## 4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具<sup>\*</sup>をはじめとした感染症対策物資等<sup>\*</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、事業継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 6 登録事業者\*

特定接種\*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等を備蓄するように努める。

## 8 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努めるほか、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄するよう努める。

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

また、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

## 第4節 市における危機管理体制

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集し、事態を的確に把握とともに、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市行動計画及び政府対策本部が定める基本的対処方針や都の対応に基づき新型インフルエンザ等への対策を推進する。

### 1 全庁的な取組

- (1) 平時から新型インフルエンザ等に関する情報収集や訓練の実施、関係機関との連携を強化するなど、発生時に備えた対策を推進する。
- (2) 海外において新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、必要に応じて所管部署が情報収集に努め、状況を市長等に報告するとともに、情報の一元化を図る。
- (3) 感染が拡大し、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、新型インフルエンザ等緊急事態宣言※（以下「緊急事態宣言」という。）が想定される事態に対応するため、副市長を危機管理責任者とする危機管理戦略本部を設置し、初動対応の確認や情報収集と整理、危機レベルの判定、関係部課への連絡・調整・指示など必要な対策を講じる。
- (4) 市政機能の維持を図るため、各部は「あきる野市事業継続計画（BCP）」に基づき、業務を継続する。

### 2 市対策本部の設置

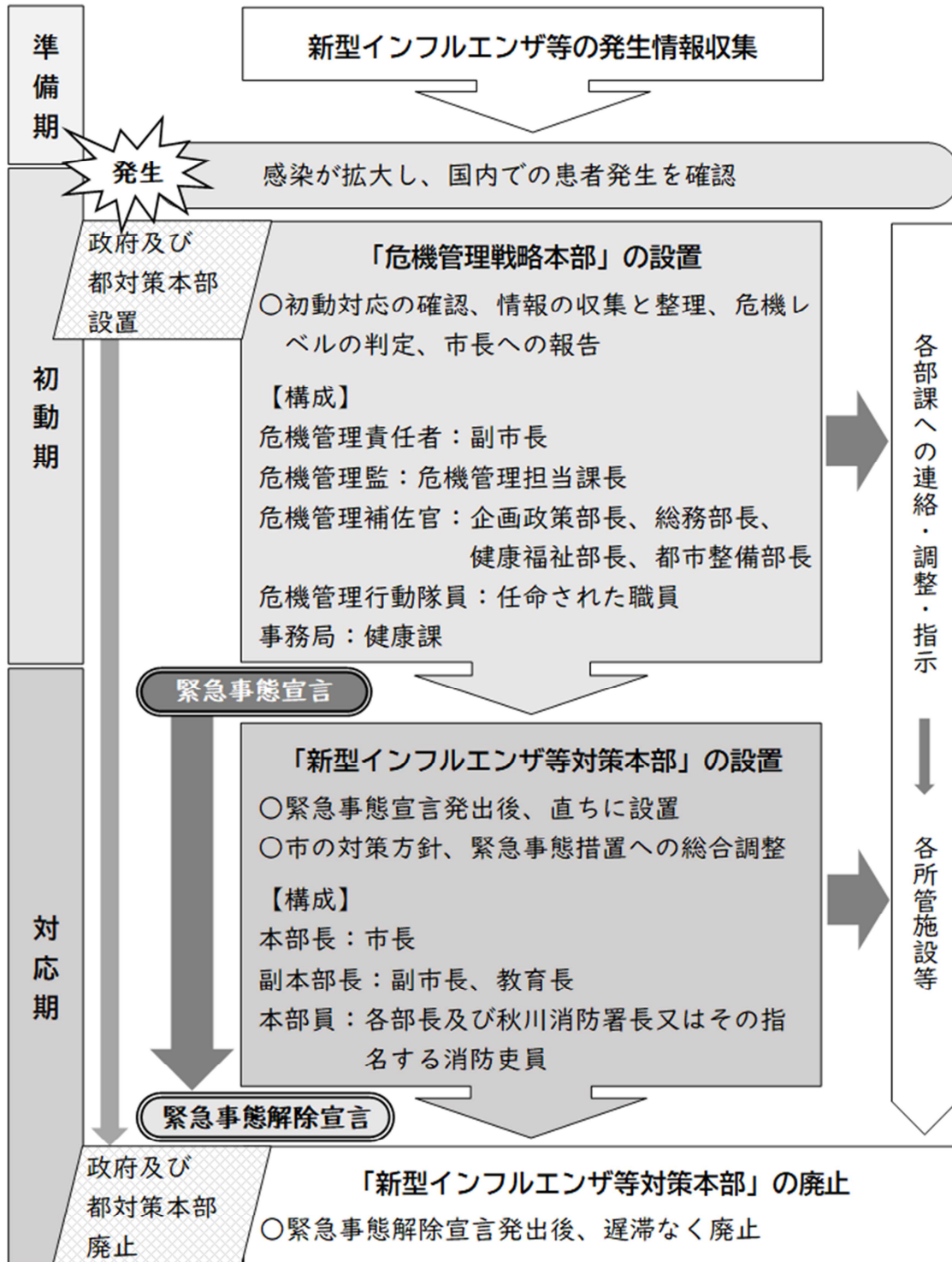
特措法により、緊急事態宣言がされたときは、市は直ちに条例で定めた市対策本部を設置し、都対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### 3 市対策本部の構成

- (1) 組織及び職員
  - ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括する。
  - ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
  - ・ 本部員は、本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。

- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。
- (2) 市対策本部会議
- ・本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部の会議を招集する。
- (3) 部
- ・本部長は、必要と認めるときは、市対策本部に部を置くことができる。
- (4) 所管事項
- ・新型インフルエンザ等対策のための措置全体に係る市の方針決定
  - ・新型インフルエンザ等に係る情報の収集及び提供
  - ・新型インフルエンザ等のまん延の防止、緊急事態措置への総合調整
  - ・予防接種の実施、調整及び支援
  - ・国、都、指定地方公共機関等に対する応援及び派遣要請
  - ・その他、本部長が必要と認める事項

## 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制



## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画や都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する周知啓発や市・事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

#### （2）初動期

国において、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、都の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期

対応期については、以下の4つの時期に区分する。

##### ① 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び都対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン<sup>※</sup>等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化される必要が生じる可能性も考慮する。）。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### (1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、近隣市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備や都の対応を基に、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、

市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜<sup>さくそう</sup>しやすく、不安とともに、偏見・差別等の発生や偽・誤情報が流れるおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション<sup>\*</sup>を行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供や、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策であるため、市としても、都が実施する緊急事態措置やまん延防止等重点措置等の対応を踏まえ、適切に対応していくことが重要である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。都及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、都及び市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

#### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足や流通の乱れ等により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

#### (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 1-1 市行動計画の作成・見直し

市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき市行動計画を作成し、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の見直しを行うものとする。

なお、市行動計画を変更する際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴くものとする。

##### 1-2 実践的な訓練等の実施

市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、都と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 1-3 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、事業継続計画の改定等を進める。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成を行う。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

#### 1-4 関係機関の連携の強化

- ① 市は、国、都及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、都、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学術団体等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部や都対策本部が設置された場合には、市は、緊急事態宣言を想定し、直ちに市対策本部を設置できるよう必要な準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、本章第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束<sup>※</sup>するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直しを行う。特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 職員の派遣・応援

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策<sup>※</sup>の事務の代行を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。

##### 3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3-2 緊急事態措置の検討等

##### 3-2-1 市対策本部の設置等

市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。また、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 3-2-2 まん延防止等重点措置

市は、市の区域に係るまん延防止等重点措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、都に対してまん延防止等重点措置に関する総合調整を求める。

## 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

### 3-3-1 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態※が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、都、区市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。市は、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 市における情報提供・共有

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市広報紙や市ホームページ、メール配信サービス、市公式LINEアカウント等（以下「市広報紙等」という。）を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもや障がいのある方に配慮した方法で分かりやすい情報提供・共有を行う。

##### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する。

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック※の問題が生じ得ることから、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に努める。
- ② 感染症に関して、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切な対処に努める。

### 1-1-4 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市として一体的・統合的な情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

### 1-1-5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### 2-1 情報提供・共有

- ① 市は、感染症の発生状況及び感染対策等について、市広報紙等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。
- ② 発生段階に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- ③ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

### 第3節 対応期

#### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動ができるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 3-1 情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や都等が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- ② 政府の緊急事態宣言等に応じて市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。
- ③ 市は、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ④ 市は、都が特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。

### 3-2 基本的方針

#### 3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

#### 3-2-2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら、市民等に情報提供・共有する。
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等が発生し、市民が免疫を獲得していない段階では、市内において感染が急速に拡大し、市民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者等から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ② 自らの感染が疑われる場合は、都が設置する相談センター\*等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を行うよう勧奨する。
- ② 自らの感染が疑われる場合は、都が設置する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び地域経済への影響の軽減を図る。

#### 3-1 市内でのまん延防止対策の対応

- ① 市民等へ、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、換気、公共交通機関を利用する際、利用者への咳エチケットの励行の呼び掛け等、基本的な感染対策の取組を勧奨する。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等による不要不急の外出自粛の要請などについても、都と協力して必要な措置を講ずる。
- ② 感染拡大防止を図る観点から、公共施設の利用に関して、休館や利用中止、時間短縮、人数制限等の取組を行う。また、イベントや行事等についても、感染状況に応じて、規模の縮小や内容を変更して行う。使用制限の解除等が行われた場合、市民等へ速やかに周知する。また、市は、緊急事態措置等が実施された場合には、学校や公共施設等を管理する者に対する施設の使用制限や停止等、必要な措置を講じる。

#### 3-2 学校等における対応

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、市教育委員会が定める方針やマニュアルに基づき、学校医や西多摩保健所と連携の下、②から④の感染拡大防止策を講ずる。
- ② 新型インフルエンザ等のり患が疑われる又はり患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。
- ③ 患者等\*の集団発生がみられた場合は、西多摩保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察\*、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。

- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。

### 3-3 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

#### 1-2 ワクチンの供給体制等

市は、管内のワクチン配送業者の把握をするほか、あきる野市医師会（以下「市医師会」という）等と連携し、国からのワクチン供給に備える。

#### 1-3 接種体制の構築

##### 1-3-1 接種体制

市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

##### 1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けた際に、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制の構築を図る。
- ② 市は、特定接種の対象となり得る市職員について把握し、国に人数を報告する。

### 1-3-3 住民接種※

平時から以下の①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国や都等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

② 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

③ 市は、速やかに接種できるように、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 1-4 情報提供・共有

### 1-4-1 住民への対応

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報の提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

### 1-4-2 市における対応

市は、都の支援を活用しつつ、定期の予防接種の実施主体として、市医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施や健康被害の救済、市民等への情報提供等を行う。

## 第2節 初動期

### <目的>

市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 接種体制の準備

- ① 市は、国からの新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、接種対象者、必要な資材及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け、必要な準備を行う。
- ② 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

#### 2-1-2 接種体制の構築

- ① 市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
- ② 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ③ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
- ④ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

### 第3節 対応期

#### <目的>

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

#### 3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

市は、国からの要請を受けて、市に割り当てられたワクチンの供給量の範囲内で、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

#### 3-2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

##### 3-2-1 特定接種

###### 3-2-1-1 市職員に対する特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### 3-2-2 住民接種

###### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第3節 対応期

- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者について、接種会場に赴かないよう市広報紙等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- ⑤ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種会場や接種日程等については、市広報紙等を活用し、あらゆる状況の接種対象者に漏れなく周知が図れるよう周知を図る。

#### 3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4 接種記録の管理

市は、国、都及び他の区市町村と連携して、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、市は、被接種者等からの申請に基づき、あきる野市予防接種健康被害調査委員会において予防接種と健康被害との因果関係について調査を行い、その結果に基づき国に進達

する。また、厚生労働大臣に給付が認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた区市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国や都が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ 市は、パンデミック<sup>\*</sup>時において、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### <目的>

市は、職員への研修・訓練を通じた対応力向上を図るとともに、国や都が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

#### 1-1 都・保健所及び市の連携体制の整備

- ① 市は、有事の際に必要な情報等を速やかに市民へ情報提供・共有するため、平時から都及び保健所との連携体制を構築する。
- ② 市は、都・保健所が実施する、保健所及び市の職員を対象とした感染症対策等に関する研修・訓練等に参加し、感染症対策業務に関する知識の習得や対応力向上を図る。

#### 1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ② 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対し、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、準備期での対応を基に迅速に準備を進めることが重要である。

市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2-1 住民への情報提供・共有の開始

国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、都、市、医療機関等の関係機関が役割分担・連携体制に基づき、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 3-1 都との情報共有及び相談対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する。
- ② 都が整備する相談センターに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、発熱外来の案内や受診時の注意事項の説明、保健医療に関する一般相談に対応する。

#### 3-2 健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、都から当該患者やその濃厚接触者<sup>\*</sup>に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター<sup>\*</sup>等の物品の支給に協力する。

#### 3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、都の対応を踏まえ、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに答えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、備蓄等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、その業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第2節 初動期

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

#### 2-2 円滑な供給に向けた準備

市は、市医師会等から情報収集を行い、市内医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配置状況等の把握に努めることとし、個人防護具等が不足するおそれのある場合には、都からの供出状況を確認したうえで、市が備蓄する感染症対策物資等の供出の準備等を行う。

### 第3節 対応期

#### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、市は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を行い、感染症対策物資等を確保する。

#### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。不足するおそれがある場合は、都と調整の上、必要量を確保する。

#### 3-2 不足物資の供給

市は、市内医療機関等における感染症対策物資等の使用状況を確認し、不足するおそれがある場合は、速やかに提供する。

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、必要な準備を進めるとともに、市民等に対し、適切な情報提供を行い、合わせて必要な準備を行うことを勧奨する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、デジタル機器に不慣れな高齢者や外国人等も含め、支援対象者に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節1-1①を踏まえて備蓄する感染症対策物資等のほか、その業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、都と連携して、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者や障がいのある方等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

#### 1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、都の火葬体制を踏まえ、市域における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

#### 1-6 その他必要な体制の整備

市は、廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、関係部局等と、適宜、情報共有を図る。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策や時差出勤の実施等の勧奨を行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や発生状況、国、都及び市の対応などの説明を行う。その他、感染拡大防止策の実施の協力や政府が緊急事態宣言をした場合の制限等についての事前の周知など、速やかな対応を行い、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

### 2-1 市民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染防止対策を段階的に実施する。
- ② 市は、市の施設における感染防止対策の段階的な実施や施設の利用縮小・休止の検討、市が実施するイベントでの感染防止対策の段階的な実施やイベントの中止・延期の検討を行う。
- ③ 市は、市への届出・申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、必要な対応の準備を行う。
- ④ 市は、高齢者や障がいのある方等の要配慮者への支援の必要性の確認や平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。

### 2-2 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### <目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

#### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル<sup>\*</sup>予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

##### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、都を通じての国からの要請を受けて、高齢者、障がいのある方等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

##### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、都と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、都と連携して適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

#### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

### 3-2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者及び、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

用語集	
用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者 <sup>*</sup> を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

用語	内容
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
事業継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの

用語	内容
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミック	感染症の世界的大流行
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部、市対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
流行状況の収束	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ